

介護老人保健施設
せんだの里

サービス運営規程
(通所リハビリテーション事業)

医療法人社団 永光会

目 次

(運営規程設置の趣旨)	・・・3
(事業の目的)	・・・3
(運営の方針)	・・・3
(事業所の名称及び所在地)	・・・4
(従業者の職種、員数)	・・・4
(従業者の職務内容)	・・・4
(営業日及び営業時間)	・・・4
(利用定員)	・・・5
(通所リハビリテーションの内容)	・・・5
(利用者負担の額)	・・・5
(通常の見送の実施地域)	・・・5
(身体拘束等)	・・・6
(虐待の防止)	・・・6
(褥瘡対策等)	・・・6
(事業所利用に当たっての留意事項)	・・・6
(非常災害対策)	・・・7
(業務継続計画の策定等)	・・・8
(事故発生の防止及び発生時の対応)	・・・8
(職員の勤務規律)	・・・8
(職員の質の確保)	・・・8
(職員の勤務条件)	・・・8
(職員の健康管理)	・・・8
(衛生管理)	・・・9
(守秘義務及び個人情報の保護)	・・・9
(苦情処理)	・・・9
(その他運営に関する重要事項)	・・・9

(運営規程設置の趣旨)

第1条 医療法人社団永光会が開設する介護老人保健施設せんだの里（以下「当事業所」という。）において実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が一日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅のケアの支援に努める。

2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。

5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

8 通所リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

9 公共性、公益性を踏まえ、利用者や家族に安心感、満足感を提供できる環境の確保と向上に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 事業所名 | 介護老人保健施設 せんだの里 通所リハビリテーション事業所 |
| (2) 開設年月日 | 平成15年 4月 1日 |
| (3) 所在地 | 広島県福山市千田町二丁目5番5号 |
| (4) 電話番号 | TEL 084-961-1500 FAX 084-961-1501 |
| (5) 管理者名 | 高家 利喜 |
| (6) 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設 (3451580090号) |

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従事者の職種、員数は、別紙1のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当事業所に携わる従事者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (7) 事務職員は、経理事務並びにその他事務全般の処理にあたる。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から土曜日までとする。 ※ただし、年末年始を除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後4時00分までとする。
- (3) 営業時間が、8時間以上9時間未満の場合50円加算、9時間以上10時間未満の場合100円の加算とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員は78名とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第9条 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法、その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、介護保険法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の1割～3割とする。
- (2) (1)以外に利用料として、食費(=食材料費+調理費)、日用品費、教養娯楽費、基本時間外施設使用料、おむつ代、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は押印を受けることとする。

利用料金表 ※詳細は「別紙3利用料金一覧表」

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 保険給付の自己負担額 | 厚生労働大臣が定める額 |
| (2) 日用品費(1日につき) | 100円 |
| (3) 食費(1日につき) | 640円 |
| (4) その他(ご希望の方のみ) | |
| オムツ | |

品名	単価
尿取りパット	30円(税別)
ケアパット	40円(税別)
パンツM	80円(税別)
パンツL	90円(税別)
パンツLL	100円(税別)
カバー	80円(税別)

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

福山市

上記以外の地域の送迎は、1 km あたり 55 円 (税込) 高速代金等は別途料金を負担していただく。

(身体の拘束等)

第12条 身体拘束については、第3条第2項の規定するとおり、原則として行わないものとして
いるが、緊急やむを得ずこれを実施する場合の手続き等については、別紙2のとおりとする。
当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

別紙2

身体拘束を行う手続き等について

- 1 (身体拘束の具体的行為に関する規定)
- 2 (緊急やむを得ない場合に関する規定)
- 3 (身体拘束の判断機関に関する規定)
- 4 (利用者及びその家族の同意に関する規定)
- 5 (身体拘束の態様及び時間等の記載に関する規定)
- 6 (その他重要事項)

(虐待の防止等)

第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第14条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第15条 当事業所の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 管理者、医師、支援相談員、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護職員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。
- (2) 利用者は家族関係などに変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
- (3) 当事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第9条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- (4) 利用者は事業所内で次の行為をしてはならない。
 - ① 他人に迷惑を及ぼすこと。
 - ② 自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ③ 指定した場所以外で火気を使用すること。
 - ④ 故意に事業所もしくは物品を破損し、またこれらを事業所外に持ち出すこと。
 - ⑤ 事業所内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
 - ⑥ 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を行い、または斡旋すること。

(非常災害対策)

第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）…年2回以上

(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)

- ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
- ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……………随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

- (7) 当事業所は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第19条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって待遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第20条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当事業所は、すべての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第21条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団永光会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第22条 当事業所職員は、当事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第23条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

(1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便（細菌検査を含む）を行わなければならない。

4 鼠族及び昆虫の駆除を定期的に行うものとする。

5 管理者は、前三項の内容等を記録するものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第24条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(苦情処理)

第25条 利用者等からの相談・苦情等の取扱いについては、別紙4のとおりとする。

(その他運営に関する重要事項)

第26条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、当事業所内に掲示する。

- 3 当事業所は、適切な通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化などの必要な措置を講じるものとする。
- 4 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人社団永光会の理事会において定めるものとする。
- 5 職員の服務規律、勤務条件及び健康管理については、医療法人社団永光会就業規則による。

附 則 この運営規程は、令和6年4月1日より施行する。

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

職種	員数	職務内容
管理者	1 名 (常勤)	介護老人保健施設に携わる従業者の管理及び指導を行う。
医師	1 名 (常勤…入所と兼務)	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的な対応を行う。
看護職員	<u>4 名 (常勤 4 名…入所と兼務)</u>	医師の指示に基づき投薬、検温及び血圧測定等の医療行為を行う他、利用者の施設サービス計画に基づく看護・介護を行う。
介護職員	<u>25 名 (常勤 11 名、非常勤 14 名)</u>	利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
支援相談員	<u>1 名 (常勤)</u>	利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクレーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図る他、ボランティアの指導を行う。
理学療法士	<u>7 名 (常勤 5 名…入所と兼務、 非常勤 2 名…入所と兼務)</u>	リハビリテーション計画を作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。
作業療法士	<u>2 名 (非常勤…内 1 名入所と兼務)</u>	
言語聴覚士	<u>2 名 (非常勤…入所と兼務)</u>	
リハビリアシスタント	<u>5 名 (非常勤)</u>	リハビリアシスタント。
管理栄養士	2 名 (常勤…入所と兼務)	献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
事務職員	1 名 (常勤)	
デイケア送迎運転手	<u>6 名 (常勤 1 名、非常勤 5 名)</u>	デイケア利用者の送迎を行う。
歯科衛生士	<u>1 名 (常勤…入所と兼務)</u>	口腔ケア口腔機能の向上を行う。

(身体拘束の具体的行為)

- 1 次のような行為は身体拘束に該当する。
 - ① 徘徊しないように、車イスやイス、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ③ 自分で降りられないようにベッドを柵（サイドレール）で囲む。
 - ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
 - ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
 - ⑥ 車イスやイスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車イステーブルをつける。
 - ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
 - ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
 - ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
 - ⑪ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

(緊急やむを得ない場合)

- 2 「緊急やむを得ない場合」とは、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護する必要が認められるときで、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たしている場合とする。

(身体拘束の判断機関)

- 3 2に規定する「緊急やむを得ない場合」の決定は、施設全体としての判断が行われるように、管理者及び各職種の従業員で構成する「せんだの里身体拘束廃止委員会」で行うものとする。

(利用者及びその家族の同意)

- 4 身体拘束を行う場合は、事前に、利用者本人及びその家族に対して、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し別紙様式により十分な理解及び同意を得るものとする。

(身体拘束の態様及び時間等の記載)

- 5 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

(その他必要記載事項)

- 6 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、別紙様式により、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除することとする。この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応をとることとする。